

令和5年 第11回美里町農業委員会総会会議録

1. 開催期日 令和5年11月27日
2. 開催場所 美里町役場201会議室
3. 開催時刻及び宣告者 午後 1時30分 会長
4. 閉会時刻及び宣言者 午後 2時45分 会長代理
5. 議長 会長 松本 清貴
6. 委員出席状況

議席番号	農業委員氏名	出欠席	議席番号	農地利用最適推進委員 氏 名	出欠席
1	清水 芳明	出席	東児玉 1	荒木 義雄	出席
2	根岸 利成	〃	〃 2	斉藤 茂	〃
3	茂木 清一	欠席	〃 3	杉田 敏夫	〃
4	阿武 富士子	出席	〃 4	根本 三好	〃
5	中嶋 敬子	〃	松久 1	池田 進	〃
6	金井 美知子	〃	〃 2	岡田 克実	〃
7	長谷川 精一	〃	〃 3	佐藤 栄一	〃
8	中澤 啓二	〃	〃 4	中島 市郎	〃
9	松本 清貴	〃	大沢 1	櫻沢 幸代	〃
10	長滝 岳	〃	〃 2	富沢 光男	〃
11	深田 和也	〃	〃 3	持田 克己	〃

農業委員会委員 出席：10名 欠席：1名 計：11名
農地利用最適化推進委員 出席：11名 欠席：0名 計：11名

7. 会議参加者 なし
8. 事務局職員出席者 丸山 保 松田 寛之
9. 会議進行状況

会 長	皆さんこんにちは。時間になりましたので、はじめさせていただきます。ただいまの出席数は農業委員10人、農地利用最適化推進委員11人です。農業委員の過半数に達しましたので、これより農業委員会総会第11回会議を開きます。 会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名人に4番委員並びに5番委員を指名いたします。 会議規則第4条の規定により、議長を務めさせていただきます。これより、議事に入ります。
議 長	第1号議案 農地法第3条を議題といたします。番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局	それでは3ページ番号1をご覧ください。受人 ○○○○○△△△番地 ○○○○ 渡人 大字○○○字○○△△△番地 土地の所在 大字○○○字○○△△△番△、地目 田 面積 1,858㎡ 大字○○○字○○△△△番△ 地目 田 面積 1,681㎡ 大字○○○字○○△△△番△ 地目 田 面積 206㎡ 大字○○○字○○△△△番△ 地目 田 面積 1,496㎡ 大字○○○字○○△△△番△、地目 田 面積 5,871㎡ 大字○○○字○○○○△△△番 地目 畑 面積1,543㎡ 大字○○○字○○○○△△△番 地目 畑 面積1,620㎡ 合計 7筆 面積 14,282㎡ 権利内容 所有権 理由 規模拡大 農業者年金無 自作地 42,867㎡ 借受地 40,621㎡ 貸付地 0㎡ 昭和60年10月28日 土地改良法の換地処分による所有権登記 不耕作 無 家族数 4 従農数 4 経態 専業 所有機械 トラクター5台 籾摺機1台 田植機2台 コンバイン2台 乾燥機2台 ブームスプレイヤ1台 位置 農用地区域（青地） 受人の自宅から申請地まで3キロメートルです。 4ページをご覧ください。こちらは申請地の大字○○○の5筆の場所になります。左上が付近の状況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。 5ページをご覧ください。こちらは申請地の大字○○○2筆の場所になります。左上が付近の状況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。 3条許可要件の中で全部効率耕作要件という要件があるため、受人の既に耕作している農地をすべて確認しなければなりません。申請を受付後に事務局の方ですべて現地確認し、不耕作地や、違反転用してしまっている農地がないかを確認しております。今回の受人の耕作農地は問題ありませんでした。 申請地の現在の状況は、大字○○○の5筆は保全管理されており、大字○○○の2筆は野菜が植わっている状況です。 受人は現在56歳の専業農家で、本人と妻、子4人で農業に従事しております。また申請地の近くの農地を所有しており、主な栽培作物は米、麦を栽培しております。 申請地取得後はこまめに除草を行い、周辺農地に迷惑がかからないよう耕作しますとのことです。 申請地取得後は、田んぼには稲と麦を作付けし畑に関しては麦を栽培する予定とのことです。申請に至った理由ですが、渡人は農業を行わないため、受人は申請地を取得し生産向上を図りたいとのことです。以上番号1の案件になります。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	3条の番号1を審議いたします。農業委員10番より補足説明がありましたらお願いいたします。
10番委員	先日現地の方を確認してきました。受人の方は、町内、町外で手広く耕作している

	方で今後も農地として使っていくとのことなので問題はないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	次に、推進委員東兎玉2番より意見がありましたらお願いします。
推進委員 東兎玉2番	先日申請人から連絡あり、現地を確認したところ、特に問題はないと思います。ご審議お願いいたします。
議 長	その他の推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第3条の番号1について、許可と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可と決定します。 続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。
事務局	3ページ番号2をご覧ください。受人 ○○市○○△△△番地 ○○ ○○ 渡人 ○○県○○市○○△△番地△△ ○○ ○○ 土地の所在 大字○○字○○△△△△番 地目 田 面積 5,683㎡ 合計 1筆 権利内容 所有権 理由 規模拡大 農業者年金 無 自作地 11,539㎡ 借受地0㎡ 貸付地0㎡ 取得状況 平成16年8月12日 相続 不耕作 無 家族数 2 従農数 2 経態 専業 所有機械 トラクター2台 耕耘機 1台 トラック2台 位置 農用地区域 受人の自宅から申請地まで11キロメートルです。 6ページをご覧ください。こちらは申請地の場所になります。左上が付近の状況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。 受人の耕作農地ですが、事務局で確認したところ不耕作地、違反地に該当する筆は

	ありませんでした。 申請地の現在の状況は、もともと大きな木や草が繁茂している遊休農地でしたが、申請にあたり受人の方できれいに伐根、除草され保全管理状況です。 受人は現在74歳の専業農家で、農業組合法人〇〇〇〇〇〇で養鶏業を営む代表です。本人と妻が農業に従事しております。申請地の近くに養鶏場を所有しております。申請地取得後は、畑利用し養鶏の飼料用の野菜を生産するとのことです。 以上番号2の案件になります。ご審議の程よろしく願いいたします。
10番委員	3条の番号2を審議いたします。農業委員10番より補足説明がありましたらお願いいたします。 先日現地の方を確認してきました。申請地は以前、土盛りをして中にコンクリートのがら等が入ってしまっている農地です。今回受人がきれいに取り除き、畑利用するとのことなので問題はないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	次に、推進委員東兎玉2番より意見がありましたらお願いいたします。
推進委員 東兎玉2番	先日申請人から連絡があり、現地を確認しました。農地利用されるとのことですので問題はないと思います。ご審議お願いいたします。
議 長	その他の推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いいたします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いいたします。 質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第3条の番号2について、許可と思われる農業委員の方の挙手をお願いいたします。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可と決定します。

事務局	続きまして、番号3について事務局より説明をお願いいたします。 3ページ番号3をご覧ください。 受人 大字〇〇△△△番地△ 〇〇 〇 渡人 大字〇〇△△△番地△ 〇〇 〇 〇 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△△番 地目 畑 面積572㎡ 合計 1筆 権利内容 所有権 理由 規模拡大 農業者年金 無 自作地 11,539㎡ 借 受地0㎡ 貸付地0㎡ 取得状況 平成31年1月11日 相続 不耕作 無 家 族数 6 従農数 2 経態 兼業 所有機械 トラクター2台 耕耘機1台 ト ラック1台 田植機1台 コンバイン1台 位置 農用地区域 受人の自宅から申 請地まで0.6キロメートルです。 7ページをご覧ください。こちらは申請地の場所になります。左上が付近の状況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。 受人の耕作農地ですが、事務局で確認したところ不耕作地、違反地に該当する筆は ありませんでした。 申請地の現在の状況は、保全管理されている状況です。こちらは誰が管理している のか確認したところ既に受人が管理しているとのことです。 受人は現在64歳の兼業農家で、農業と土木工事業を行っています。本人と同居し ている兄が農業に従事しております。申請地の近くに農地を所有しております。申請 地取得後は、自家消費用のよもぎを栽培するとのことです。 申請に至った経緯ですが渡人は農地を管理できないため受人に譲り渡したいとのこ とです。 以上番号3の案件になります。ご審議の程よろしくをお願いいたします。
議 長	3条の番号3を審議いたします。農業委員1番より補足説明がありましたらお願い します。
1 番委員	先日現地の方を確認してきました。特に問題はないと思いますのでご審議の程よろ しくをお願いいたします。
議 長	次に、推進委員松久1番より意見がありましたらお願いします。

推進委員 松久 1 番	現地を確認しました。特に問題はないと思います。ご審議お願いいたします。
議 長	その他の推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第 3 条の番号 3 について、許可と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可と決定します。 続きまして、番号 4 について事務局より説明をお願いいたします。
事務局	3 ページ番号 4 をご覧ください。受 人 大字〇〇△△△番地△ 〇〇 〇 渡人 大字〇〇△△△番地 〇〇 〇〇 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△△番△ 地目 畑 面積 8 0 4 m² 合計 1 筆 権利内容 所有権 理由 規模拡大 農業者年金 無 自作地 1 1, 5 3 9 m² 借受地 0 m² 貸付地 0 m² 取得状況 令和 5 年 4 月 2 2 日 相続 不耕作 無 家族数 6 従農数 2 経態 兼業 所有機械 トラクター 2 台 耕耘機 1 台 トラック 1 台 田植機 1 台 コンバイン 1 台 位置 農用地区域 受人の自宅から申請地まで 0. 5 キロメートルです。 8 ページをご覧ください。こちらは申請地の場所になります。左上が付近の状況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。 受人の耕作農地ですが、事務局で確認したところ不耕作地、違反地に該当する筆はありませんでした。 申請地の現在の状況は、既にミカンの木が植わっている状態状況です。こちらは誰が管理しているのか確認したところ既に受人が管理しているとのことです。 受人は現在 6 4 歳の兼業農家で、農業と土木工事業を行っています。本人と同居している兄が農業に従事しております。申請地の近くに農地を所有しております。申請地取得後は、現在と同じでミカンを栽培するとのことです。 申請に至った経緯ですが渡人は農地を管理できないため受人に譲り渡したいとのこ

	とです。 以上番号４の案件になります。ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	３条の番号４を審議いたします。農業委員１番より補足説明がありましたらお願いします。
１番委員	先日現地の方を確認してきました。特に問題はないと思いますのでご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	次に、推進委員松久１番より意見がありましたらお願いします。
推進委員 松久１番	現地にミカンが植わっているのを確認しました。特に問題はないと思います。ご審議お願いいたします。
議 長	その他の推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第３条の番号４について、許可と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可と決定します。 ３条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。
事務局長	農地法第３条の番号１から番号４までの案件につきましては許可と議決されました。

議 長	第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請案件について議題といたします。番号1について事務局より説明をお願いします。
事務局	10ページの番号1をご覧ください。受人 ○○市○○△△△番地△○○○○△△△号室 ○○ ○○ 渡人 大字○○△△△番地△ ○○○ ○ 土地の所在 地目 面積 大字○○字○○△△△番△ 地目 畑 1筆 306㎡ 転用目的 自己用住宅 権利内容 所有権 申請内容 職業・会社員 新設 1棟 99.37㎡平屋建て 取得状況 令和3年4月4日 相続 仮登記・抵当権 位置 第3種農地 宅地に接続 11ページをご覧ください。大字○○字○○△△△番△地内の農地になります。次ページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。 受人は現在、○○市に借家にて夫婦で生活しておりますが、手狭なことや、現在妻が妊娠中であり、これからの育児のことなども考え自己用住宅を検討したそうです。今回、不動産屋に相談したところ、申請地を紹介され、資金の目途も付いたため申請に至ったそうです。 道路接続については、申請地南に5mの町道で、そこから水道の取り出し、排水は浄化槽処理後、町道側溝へ放流予定です。 以上となります。ご審議をお願いいたします。
議 長	農地法第5条の規定による番号1を審議いたします。農業委員1番より補足説明をお願いいたします。
1番委員	先日現地確認をしました。特に問題はないと思います。ご審議をお願いします。
議 長	次に、推進委員松久1番より意見がありましたらお願いいたします。
推進委員 松久1番	申請地は以前、住宅が建っていたのですが取り壊し農地になった土地です。周りも住宅地で問題はないと思います。ご審議をお願いいたします。
議 長	その他の推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。

	他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 他に農業委員の方で質問のある方の挙手をお願いします。質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第5条の番号1について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可相当と決定します。 続きまして、農地法第5条の番号2について事務局より説明をお願いします。 事務局 受人 大字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇〇〇 △△△号 〇〇 〇 渡人 大字〇〇△△△番地 〇〇 〇 土地の所在 大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 地目 畑 1筆 498㎡ 転用目的 自己用住宅 権利内容 使用貸借権 許可日から20年間 申請内容 職業・会社員 新設 1棟 70.64㎡ 2階建て 取得状況 令和4年3月29日 相続 仮登記・抵当権 無 位置 第1種農地 農用地区域外 宅地に接続 13ページをご覧ください。大字〇〇字〇〇〇地内の農地になります。次ページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。 受人は、現在、町内のアパートで生活しています。今年の2月に子供が生まれ今後の育児のことも考え、自己用住宅を検討したそうです。 検討にあたり、土地について妻の父に相談したところ、義父所有の申請地を紹介されたそうです。 道路接続は申請地西の5.5mの町道で、そこから水道を引き込み、排水は浄化槽処理後に町道側溝へ放流予定です。以上となります。ご審議をお願いいたします。 議長 農地法第5条の番号2を審議いたします。推進委員松久2番より意見がありましたら、お願いいたします。
--	--

推進委員 松久 2 番	特に問題はないと思います。ご審議お願いいたします。 他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方で質問のある方の挙手をお願いします。質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第 5 条の番号 2 について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可相当と決定します。
議 長	続きまして、農地法第 5 条の番号 3 について事務局より説明をお願いします。
事務局	受人 大字〇〇〇△△△番地△ 〇〇 〇〇 渡人 大字〇〇〇△△番地△ 〇〇 〇〇 土地の所在 大字〇〇〇字〇〇〇△△番△ 地目 田 1 筆 4 6 2 m² 転用目的 自己用住宅 権利内容 使用貸借権 許可日から 3 0 年間 申請内容 職業・自営業 新設 1 棟 8 1. 1 5 m² 2 階建て 取得状況 平成 2 7 年 5 月 1 4 日 相続 仮登記・抵当権 無 位置 第 1 種農地 農用地区域外 宅地に接続 1 5 ページをご覧ください。大字〇〇〇字〇〇〇地内の農地になります。次ページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。 受人は、現在、妻と子の 3 人で借家にすんでいます。手狭なこともあり自己用住宅を検討し、親に相談したところ、実家隣の農地を紹介され、将来的な親の介護も見据え申請に至ったそうです。 道路接続は申請地西の約 5. 5 m の町道で、そこから水道を引き込み、排水は浄化槽処理後に北側水路へ放流予定です。以上となります。ご審議をお願いいたします。
議 長	農地法第 5 条の規定による番号 3 を審議いたします。農業委員 2 番より補足説明をお願いいたします。

2 番委員	現地確認しましたが、特に問題はないと思います。ご審議お願いいたします。
議 長	推進委員東兎玉 4 番より意見がありましたら、お願いいたします。
推進委員 東兎玉 4 番	私は私用で現地確認できなかったのですが、2 番委員の意見と同じです。ご審議お願いいたします。
議 長	他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないよう ですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。5 番委員。
5 番委員	△△－△の進入路になると思いますが、現地を確認したところ幅が狭かったよう に見えたのですが、どのくらいの幅があるか教えてください。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	進入路としては2メートルあります。また△△－△の南に道があるので出入り に関しては問題ないと思います。
議 長	他に、農業委員の方で質問のある方の挙手をお願いします。10 番委員。
10 番委員	同じような質問になってしまうのですが、△△－△と南の畑の間の道が狭いで すが住宅を建てるのに問題はないのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	申請地を農地転用するのにあたり、△△－△の宅地を分筆したところです。建

議 長	築基準法で4メートル以上の道路に宅地敷地が2メートル以上接していなければならないという要件があり、今回の宅地敷地は2メートル以上ありますので、問題はないと思います。 他に、農業委員の方で質問のある方の挙手をお願いします。質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第5条の番号3について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可相当と決定します。 続きまして農地法第5条の番号4について事務局より説明をお願いします。
事務局	受 人 〇〇市△△△番地△ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 渡 人 大字〇〇△△△番地 〇〇 〇〇 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△番△ 地 目 畑 1 筆 1 1 2 m² 転用目的 中古車駐車場・販売展示場 権利内容 所有権 申請内容 職業・ 中古車販売業 既存駐車場・展示場の敷地拡張 取得状況 平成20年4月22 日 相続 仮登記・抵当権 無 位置 第2種農地 農用地区域外 雑種地に接 続 17ページをご覧ください。大字〇〇字〇〇地内の農地になります。 次ページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。 受人は、申請地の場所で中古車販売の仕事をしており、既存敷地には商品の中古車で満杯の状況です。申請地を取得することで、利用敷地が成形され、また、国道に接する面積も増えるため利便性の向上が見込めます。申請地は三角形で面積も狭く耕作に不向きなため、長い間放置されていました。受人と渡人の利害が一致し、今回の申請となりました。以上となります。ご審議をお願いいたします。
議 長	農地法第5条の規定による番号4を審議いたします。農業委員1番より補足説明をお願いいたします。
1 番委員	現地確認したところ、特に問題はないと思います。ご審議をお願いいたします。

議 長	推進委員松久 1 番より意見がありましたら、お願いいたします。
推進委員 松久 1 番	受人は隣の土地で中古車屋を営んでいるようですので、問題はないと思います。ご審議お願いいたします。
議 長	他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第 5 条の番号 4 について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可相当と決定します。 5 条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。
事務局長	農地法第 5 条の番号 1 から番号 4 の案件につきましては許可相当と議決されました。
議 長	第 3 号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	19 ページをご覧ください。美里町農業振興地域整備計画の変更に係る意見照会です。町は農業振興地域整備計画の中で、農振農用地、いわゆる青地を定め指定しています。農用地である青地から、白地とする場合、つまり、計画から除外する場合は、法律の規定により農業委員会に意見を求めることが定められていま

議 長	す。 次のページをご覧ください。番号1 事業計画者 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 変更目的 倉庫敷地 除外申請地は、大字〇〇字〇〇△△△△番 外12筆 地目 田 農振除外面積 14593.99㎡ 農振除外の6要件はすべて満たしています。次ページをご覧ください。変更後 の使用目的に係る資料と、位置図です。次ページをご覧ください。公図と配置図 です。 申請者は、運送倉庫事業者で、〇〇町に本社および物流倉庫、美里に物流倉庫 を所有しています。近年、取り扱う物品が増え、自社倉庫ではまかなえず、近隣 市町の4つの倉庫を借りて保管している状況です。今後も物流量が増えることが 予想されることや、商品の保管場所を1つにすることで効率化が図れることで、 今回の除外申請となったそうです。 20ページにお戻りください。番号2 有限会社〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 変更目的 駐車場 除外申請地は、大字〇〇〇字〇〇△△△△番 △ 地目 畑 除外面積933㎡ 除外6要件はすべて満たしています。 23ページをご覧ください。変更後の使用目的に係る資料と、位置図です。 次ページをご覧ください。公図と配置図です。 申請者は、大字〇〇〇に事務所を構える建設業者です。近年は、建築物の解体 作業の業務が増え、現在使用している駐車場や資材置場が手狭となったため、申 請に至ったそうです。 説明は以上となります。よろしくお願いします。 次に、推進委員の方で意見がありましたらお願いします。意見がないようですので 次に農業委員より質問がありましたら挙手をお願いします。質問がないようですので 採決したいと思います。 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、「意見なし」とすることでよい と思われる農業委員の方の挙手を求めます。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、決定します。 第4号議案 農用地利用集積等促進計画（案）について議題といたします。事 務局より説明をお願いいたします。
-----	---

事務局	25ページをご覧ください。こちらについては、農地の貸借の関係の申請議案になります。 農地の貸し借りは、大きく分けて2つの方法があり、農地所有者と耕作者の相対で契約を結ぶ貸借と農地中間管理事業という農地所有者と耕作者の間に農地中間管理機構が入り貸借の契約を結ぶ方法があります。 今回の議案では、先ほどの後者の貸借で、既に農地所有者から農地中間管理機構へ権利設定された農地を、農地中間管理機構から実際耕作を行う耕作者へ農地を配分する計画の（案）になります。 本議案については、法律で農業委員会の意見を聴くものとして定められており、促進計画の案のとおり農地中間管理機構から記載されている耕作者へ配分してよいかの意見照会になります。よろしくお願いいたします。 26ページをご覧ください。こちらは阿那志・関地区の促進計画案になります。この促進計画案の見方ですが、左から貸借権の設定を受ける者の氏名、住所が記載されております。その右隣に貸借権の設定を受ける土地の情報、その隣に現在、中間管理機構から貸借権の設定を受けている者の情報が記載されております。この欄が空欄の土地に関しては、中間管理機構が新規で耕作者に配分する土地になります。今回新規は、ありませんのですべて名前が入っております。その右に設定する権利の内容が記載されておりますのでご確認くださいと思います。 39ページが阿那志・関地区の計画（案）、27ページが古郡地区の計画案、28ページから34ページまでが広木・駒衣地区の計画案、35ページと36ページが沼上地区の計画案となっております。以上が第4号議案になります。ご審議をお願いいたします。
議長	農用地利用集積等促進計画（案）について審議いたします。推進委員の方で意見がある方は挙手をお願いいたします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いします。質問がないようですから、採決したいと思います。農用地利用集積等促進計画（案）について、意見なしと回答していいと思われる農業委員の方の挙手を求めます。 （農業委員全員挙手） 賛成全員につき、意見なしと決定します。

会長代理	議案のすべてを審議いたしましたので、これで会議を閉じ議長の任を解かさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。 閉会を会長代理、お願いいたします。 以上をもちまして、第 1 1 回の農業委員会総会を終了します。慎重審議ありがとうございました。
上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。 令和 5 年 1 1 月 2 7 日 議 長 署名委員 署名委員	